

広島県告示第五百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十五年六月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年六月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道甲山甲奴上市線	三次市甲奴町太郎丸字夕川山統一〇〇番一地从先から三次市甲奴町太郎丸字夕川山統一〇〇番一地从先まで	平成二十五年六月一〇日